

多言語対応医療情報提供システム推進コンソシアム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソシアムの名称は「多言語対応医療情報提供システム(英文名: Sophia Cross-lingual Health Assistant System Acceleration Consortium: SoCHAS)推進コンソシアム(以下「コンソシアム」という。)」とする。

(目的)

第2条 コンソシアムは、多言語対応医療情報提供システム(SoCHAS)を開発・改良し普及促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 SoCHASとは、Sophia Cross-lingual Health Assistant System(医療・看護・福祉・介護分野における多言語対応医療情報提供システム)の略語である。日本における医師や看護師、薬剤師、介護福祉士、社会福祉士・精神保健福祉士等福祉に携わる方々、さらには専門性のあるボランティアが外国人の方とスムーズにコミュニケーションをとることを目的として開発されている、タブレット上で動くアプリケーションである。

2 本略称はしかるべき時期に改名することを妨げない。

(事業)

第4条 コンソシアムは前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 多言語対応医療情報提供システム(SoCHAS)のコンテンツ拡張支援・実証及び標準化等の推進
- 2 多言語対応医療情報提供システム(SoCHAS)に関する各種プロジェクトの創出及び当該プロジェクトの実施
- 3 多言語対応医療情報提供システム(SoCHAS)に関する特定課題に係る検討
- 4 多言語対応医療情報提供システム(SoCHAS)に関する情報の収集・発信、普及・啓発
- 5 その他コンソシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 コンソシアムの目的及び事業に賛同する企業、団体、有識者等を会員とする。

2 会員の種別は、次の通りとする。

一 法人会員 コンソシアムの目的に賛同する企業又は団体

二 個人会員 コンソシアムの目的に賛同する個人

三 特別会員 教育機関、公共団体等であつて、本コンソシアムの活動に特別に寄与すると会長が認めた団体および個人

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(会費)

第7条 コンソシアムの会費は総会の承認を持って別に定める。当面は無料とする。

(退会)

第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソシアムの名誉を毀損する行為があつたとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 コンソシアムに次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長若干名
- 三 顧問若干名

(会長及び副会長及び顧問)

第10条 会長は、コンソシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

3 顧問は経験や専門知識に基づいて実務に関する助言を行う、会長・副会長の相談役としての役割を担う。

(任期)

第11条 役員任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第12条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

第13条 コンソシアムの最高機関として、総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

3 総会は、コンソシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

4 総会は、執行機関たる運営委員会の構成員として運営委員を選任する。

5 総会は、会員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者(代理出席、委任状を含む。)の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

第14条 コンソシアムに執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、総会において選任された運営委員(最大15名)により構成される。

- 3 運営委員会は、運営委員の中から会長、副会長を選任する。
- 4 運営委員会は、コンソシアム全体の事業計画及び事業報告、予算及び決算、専門ワーキング・グループの設置等コンソシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 5 運営委員会は、委員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する。
- 6 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 運営委員会は、会長又は会長が指名する運営委員が召集し、会長又は会長が指名する運営委員が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 8 会長又は会長が指名する運営委員は、必要があると認めるときは、運営委員会に特別会員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 9 運営委員会は、その活動の円滑な推進を図るため細則を定めることができる。

(専門ワーキング・グループ)

第15条 運営委員会の決定に基づきコンソシアムにワーキング・グループを課題毎に設置することができる。

- 2 各ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため細則を定めることができる。

(事務局)

第16条 コンソシアムの事務局は、下記に置く。

- ・株式会社久保田情報技研
- ・上智大学理工学部情報理工学科 高岡研究室

(知的財産権、秘密保持等)

第17条 知的財産権、秘密保持、発明的要素などについて議論する必要がある際は別途、当該組織間で共同研究契約を結ぶこととする。

付則 この規約は、平成 29 年 5 月 23 日より施行する。